

公告

下記のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号）第5条の規定により公告します。

令和8年8月5日

香美市長 依 光 晃 一 郎

記

第1 入札に付する個別事項

1	工事名	メンテ第7号 令和7年度（繰越） 市道府内下田線府内下田橋修繕工事
2	工事場所	高知県香美市香北町白石
3	工事概要	断面修復工 V=0.78m3 水切り材設置工 L=30.0m 側壁打ち換え工 コンクリート V=6.0m3
4	工事日数又は完了期限	工事日数 175日間
5	予定価格	事後公表
6	最低制限価格	事後公表
7	落札方式	価格競争
8	審査方法	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札後（再度入札を行った場合は、その開札後。）にその入札を保留したうえで、落札候補者のみに必要な追加書類の提出を求めて行う。
9	同日落札数制限方式	受注可能件数届出書を提出した者のみ適用する。

第2 入札参加資格の個別要件

この工事の入札に参加できる者は、第4に定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たすこと。

1	令和8年度香美市建設工事入札参加資格	建設工事の種類	土木一式
		等級	A・B・C
		総合点数	問わない
2	経審平均完成工事高	経営規模等評価結果通知書において土木一式の経審平均完成工事高があること。	
3	営業所の拠点	香美市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている営業所（本社）を有すること。	
4	特定建設業許可の要件	指定しない。	

5 施行実績	同種工事の施工実績を有すること。
6 配置予定技術者の要件	(1) 主任技術者又は監理技術者であること。 (2) この公告以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。 (3) 建設業法第26条に規定する資格要件を満たすものであること。

第3 入札日程等に関する事項

1 設計図書閲覧期間	令和8年8月5日（水）8時00分から 令和8年8月26日（水）17時00分まで 入札情報システムに掲載する方法により閲覧に供する。
2 申請期間	令和8年8月5日（水）から令和8年8月20日（木）まで
3 入札期間	令和8年8月24日（月）から令和8年8月26日（水）まで ただし、電子入札システムの稼働時間内（閉庁日を除く8時から20時まで。）とする。 なお、初日は質疑回答期限の翌日とし、最終日は17時までとする。
4 開札日時及び場所	令和8年8月27日（木）10時00分から 順次香美市役所本庁舎3階財政課執務室にて開札する。 開札日当日に行う開札の順番は、香美市ホームページに掲載する。
5 質疑の受付期限	令和8年8月19日（水）16時00分まで 設計図書の内容について質疑がある場合は、電子メールにより質疑書の電子ファイルを提出すること。 様式は任意とするが、Word文書形式又はExcelブック形式の電子ファイルとする。 なお、PDF形式の電子ファイルに変換された質疑書による質疑、電子メールの本文に記載した質疑、FAX、電話その他電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。
6 質疑の回答期限	令和8年8月21日（金）16時00分まで
7 入札保証金	免除
8 契約保証金 （落札者のみ）	契約の締結に当たり、契約の保証として契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供すること。
9 週休2日制工事	本工事は、「週休2日制工事」実施要領における「週休2日制工事」の対象工事である。
10 現場代理人の兼務	認める。ただし、香美市発注工事における現場代理人の兼務に関する取扱要領を満たす場合に限る。
11 追加書類の提出期限 （落札者のみ）	令和8年8月31日（月）17時00分まで なお、再度入札の際は、落札候補者となった旨の通知を受けた日から起算して3日目の16時まで（いずれの日も閉庁日を除く。）。
12 追加書類の提出先 （落札者のみ）	香美市入札契約情報ポータルサイト https://www.krafas.com/city-kami-kouchi/

1 3 追加書類の提出一覧 (落札者のみ)	同種工事(業務)の施工(行)実績 (様式第2号)及びこれを証する資料	必要
	配置予定技術者名簿(様式第3号)及びこれを証する資料	必要
	配置予定技術者重複届書(様式第5号) (※該当する場合のみ。)	必要
1 4 受注可能件数届出書	令和8年8月26日(水)16時00分まで 同日に行う入札件数が受注可能件数を超える場合に、受注可能件数届出書の電子ファイルを香美市入札契約情報ポータルサイトにより提出すること。 受注可能件数届出書の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすること。 香美市入札契約情報ポータルサイトにより提出した際は、必ず香美市の契約担当者にその旨を電話で連絡すること。 あらかじめ受注可能件数届出書により届け出たうえで入札を行った場合において、開札時に当該件数を超えているときは、この工事の入札を無効とする。	
1 5 契約条項を示す場所	〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1 香美市役所 財政課	
1 6 契約締結期限	落札決定日から起算して7日以内	
1 7 市議会の議決	否	

第4 入札参加資格の共通要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 この公告の日から開札日までの間に、香美市から指名停止措置(指名回避を含む。)を受けていないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生手続又は再生手続の開始決定後に入札参加資格の再審査を受けた場合を除く。)
- 4 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- 5 他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

第5 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、入札参加資格確認申請を行わなければならない。

1 制限付一般競争入札参加資格確認申請書について

高知県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)又は香美市ホームページから制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)の電子ファイルをダウンロードすること。なお、申請がない者は、落札候補者となったときに失格とする。

<アドレス>(大文字・小文字は区別されるので留意すること。以下同じ。)

電子入札システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/portal/>

香美市ホームページ <https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/8/>

2 提出方法

第3に定める申請期間内に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、申請書の電子ファイルを添付して提出すること。

第6 入札参加資格の喪失

申請受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この工事の入札に参加することができない。

- (1) 第2及び第4の入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第7 入札方法等

- 1 入札は、第3に定める入札期間内に、電子入札システムにおいて入札金額を登録する方法で行う。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。
- 3 電子くじで使用するくじ番号を登録すること。
- 4 建設工事に係る入札においては、入札金額の登録の際に、当該入札金額の工事費内訳書の電子ファイルを添付すること。
工事費内訳書の様式は、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができる。なお、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよい。
- 5 入札参加者全員の入札が予定価格を上回るなど、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 6 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、初度入札の開札日の翌日（その日が閉庁日の場合は、翌開庁日。）の10時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。なお、この場合においては、工事費内訳書の提出を求めないものとする。
- 7 2回目の再度入札については、6に準ずるものとする。

第8 入札の無効

香美市契約規則第20条又は香美市建設工事等電子競争入札心得（令和7年香美市告示第176号）第10条に該当する入札は、無効とする。

第9 落札候補者の決定方法

- 1 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格の入札者を落札候補者として決定する。
- 2 落札決定は、開札後、落札候補者に係る入札参加資格の審査を終えるまで一旦保留する。この際、入札参加者に対して保留通知書によりその旨を通知する。
- 3 落札候補者は、第3の11に定める提出期限までに、第3の13に定める追加書類（以下「追加書類」という。）を第3の12に定める提出先に提出すること。
- 4 落札候補者から提出された申請書及び追加書類の審査を行った結果、入札参加資格を有すると認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。なお、入札参加資格を有すると認められなかった場合又は第3の2若しくは11に定める提出期限までに申請書若しくは追加書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行い、これによっても落札とならない場合は、決定するまで、順に同様の手続を行う。
- 5 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより、落札候補者を決定する。

第10 落札候補者の提出する追加資料の詳細について

- 1 同種工事（業務）の施工（行）実績（様式第2号）及びこれを証する資料
 - (1) 企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

- (2) 挙証資料として、CORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。
 - (3) 挙証資料が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを挙証資料として添付すること。
 - (4) 香美市発注の工事については挙証資料の添付を必要としない。
- 2 配置予定技術者名簿(様式第3号)及びこれを証する資料
- (1) 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。
 - (2) 名簿提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。
 - (3) 挙証資料として、直接的かつ恒久的な雇用関係を確認することができる書類(監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書、所属会社の賃金台帳(3ヶ月以上)、厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ、資格確認証)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写しを必ず添付すること。
なお、これらの挙証資料が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書その他挙証資料に代えてその内容を証明できるものを挙証資料として添付すること。
- 3 配置予定技術者重複届書(様式第5号)(※該当する場合のみ。)
- 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の一般競争入札又は指名競争入札の案件(他機関発注のものを含む。)で重複して申請する場合に作成すること。

第11 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択することができる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。

第12 その他

- 1 入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には、入札は行わない。
- 2 入札参加資格確認申請を行った者が1者の場合は、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一旦行った入札は、取替え、訂正又は取消しをすることができない。
- 4 この入札において提出された申請書及び追加書類は返却しない。また、第3の2及び1に定める提出期限後の取替えや訂正等は認めない。
- 5 申請書及び追加書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 6 申請書及び追加書類は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。ただし、必要によりこれを入札参加資格の確認以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 申請書及び追加書類は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。ただし、必要によりこれを入札参加資格の確認以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。

- 8 電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行って受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 9 入札参加者は、あらかじめ香美市建設工事等電子競争入札心得及び香美市建設工事等電子競争入札の取扱い（令和7年香美市告示第177号）を承知すること。
- 10 申請書及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 11 契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消し、又は契約を締結しないことがある。
 - （1） 香美市入札参加資格停止等措置要綱（平成18年告示第238号）の対象となる事案に該当したとき。
 - （2） 香美市入札参加資格停止等措置要綱による措置を受けたとき。
 - （3） 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - （4） 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - （5） その他の事由により第2及び第4の入札参加資格の要件のいずれかを喪失したとき。
- 12 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- 13 当該業務にかかる業務請負契約が、市議会の議決を要するものである場合は、落札者との仮契約の締結後において、市議会の議決を経て本契約とするものとし、その旨を別途通知する。